

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2024年度）

住 所 東京都葛飾区奥戸2-6-10
 事業者名 京成バス東京株式会社
 （3月31日まで：京成タウンバス株式会社）
 代表者名 代表取締役 檜山 雅紀
 （役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
〈最新型〉ノンステップバス	従来型からの代替車両として、車椅子のお客2名が収容可能となる、最新式ノンステップバスを4両導入する。	計画通り4両導入したが、内訳を変更（代替：4両⇒2両、増車：2両）した。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用方法の周知	バスロケーション・システム利用促進のため、バス車内や設置停留所で案内表示を行うなどして、周知徹底を図る。	計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供策の拡充	バスロケーション・システム対応停留所の増設・既設停留所の設備（モニター等）改良・ホームページ更新等の計画を策定。	ホームページ更新を実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充	既存車両の代替時に、方向幕（行先表示機）をフルカラー化する等、視認性に優れた仕様として、行先確認を容易にさせる。	フルカラー2両（時間帯/角度によっては見づらいと一部に指摘あり）、白色2両に変更

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員研修	新規採用乗務員を対象に、スロープ板の取り扱いを指導すると共に、専用器具を身体に取り付け、疑似体験することによって高齢者や障害者の考えが理解できるよう、研修の実施を行う。	計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内文書作成等	必用に応じて、関連自治体や施設管理者等と連携して案内文書を作成する等、その時の状況を考慮し、適切に対処する。	交通不便地域を走行する新路線開設（3/16）前後、葛飾区と連携し、広報活動を実施。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

主要な営業エリアである自治体(葛飾・江戸川区)との情報交換によって、地元からの要望等についての情報収集を行った。

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページへの掲出

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2025年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に 合していない車両数						適		
		計	ノンステッ プバスの車 両数	ワンステッ プバスの車 両数	その他の車両数			計	基準適用除外 認定車両数			その他の車両数				
					計	スロープ板 を備えたも の	リフト を備えたも の		計	計	うち スロープ板を 備えたもの	うち リフトを備え たもの	計		うち スロー プ板を 備えた もの	うち リフト を備え たもの
前年度 車両数	49		49	0				0								
年度内に 供 用を開始した 車両数	4		4	0				0								
年度内に 供 用を廃止した 車両数	2		2	0				0								
年度末 車両数	51		51	0				0								

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。